

当日配布

庁議付議事案書

開催・令和2年3月25日

所管部課	都市建設部 下水道課	部長	鈴木 菜穂美					
件名	東大和市下水道事業の財務に関する特例を定める規則について							
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	2 報告事項				
関係 規則	東大和市会計事務規則、東大和市予算事務規則、東大和市契約事務規則、東大和市事務決裁規程及び東大和市支出負担行為手続規程							
事項 機関	会計課、総務管財課、財政課等							
1. 要旨								
(1) 制定の要旨 東大和市下水道事業について、令和2年4月1日から地方公営企業法に規定する財務規定等を適用し、公営企業会計へ移行するに当たり、企業の会計事務の処理に関し、必要な会計規程として「東大和市下水道事業の財務に関する特例を定める規則」を制定する。								
(2) 主な内容 全82条と附則から成る。第1章 総則、第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目、第3章 収入及び支出、第4章 預り金及び預り有価証券、第5章 物品、第6章 固定資産、第7章 リース会計に係る特例、第8章 引当金、第9章 予算、第10章 決算、第11章 契約、第12章 雜則 及び附則								
(3) 施行日 令和2年4月1日								
(4) 影響及び効果 下水道事業の会計事務の処理等に関し、地方公営企業会計基準の趣旨に沿った運用が図られる。								
2. 経過(現時点に至るまでの経過)								
① 平成29年10月 東大和市下水道事業公営企業法適用基本方針を決定。 地方公営企業法の適用範囲について、一部(財務規定等)を適用することとした。								
② 平成30年4月～ 庁内関係各部署との調整事項を整理し、協議を行う。								
③ 令和元年12月 東大和市下水道事業の設置等に関する条例公布								
文書課において審査済み								
3. 留意事項(問題点等)								
4. 主管部処理案(検討結果等)								
庁議終了後、速やかに手続きを進めたい。								
5. 審議結果								

注: 定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。